



## ブラジルの倒産手続について

執筆者: 後藤 泰樹、古梶 順也

### 1. はじめに<sup>1</sup>

ご存じのとおりブラジルでは一昨年、昨年と歴史的不況に見舞われ、負債額が史上最大となった昨年 6 月の通信事業最大手 Oi の再生手続申立てを筆頭に、数多くの倒産手続の申立てがなされています。その後、ジウマ・ルセフ前大統領の弾劾による罷免を受けて、昨年 8 月に新たに大統領に就任したミシェル・テメル新大統領が打ち出した経済成長政策に対する期待感から、リアル相場、ブラジル株相場は回復基調にはありましたが、テメル大統領にまつわる汚職問題を受けて相場は一時急落し、また、それまでの不況による爪痕は深く、取引先のブラジル企業による倒産手続申立てを経験したり、あるいは、ブラジル事業からの撤退にあたり現地法人の倒産手続申立てを検討する日本企業も少なくないと思われます。

本稿では、上記の状況を踏まえて、ブラジルにおける一般的な倒産手続の概要を説明します。

### 2. 倒産手続の種類

ブラジルでは、企業(公的企業、金融機関等の一部の企業を除きます。)や個人事業主の倒産手続を規定する法律として、2005 年に全面的に改訂された倒産法(2005 年法律第 11101 号。以下、「倒産法」といいます。)があり、同法のもと、清算型の手続として①破産手続(*Falência*)、再建型の手続として②裁判上の再生手続(*Recuperação Judicial*)と③裁判外の再生手続(*Recuperação Extrajudicial*)の計 3 種の倒産手続が規定されています。このうち、実務的に最も利用されているのが裁判上の再生手続で、債務者としては事業の存続を前提とする裁判上の再生手続を好み、破産手続の要件を充たす可能性が高い場合であっても、まずは破産手続ではなく、裁判上の再生手続を申し立てる場合も多くあるようです。裁判外の再生手続は、破産手続や裁判上の再生手続と異なり、原則として債権者に対する停止効(下記 3.(2)A.ご参照)を有しないこともあって利用件数は非常に少ないですが、近年 Odebrecht Oil and Gas や Colombo といった大企業が裁判外の再生手続を利用するなど利用例が少しずつ増えてきております。

<sup>1</sup> 本稿の作成にあたって、ブラジルの法律事務所である Mattos Filho, Veiga Filho, Marrey Jr e Quiroga Advogados の Alex Hatanaka 弁護士からのご協力を得たことをここに感謝申し上げます。もっとも、本稿の内容に関する責任は筆者らのみにあります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

### 3. 破産手続

ブラジル倒産法における破産手続は、日本における破産手続と同様、裁判所により選任された管財人が資産を換価し、債権者に配当する手続です。

#### (1) 申立て

##### A. 申立権者

破産手続は、債務者のみならず、債権者も申立てを行うことができます。なお、株式会社(*Sociedade Anônima*)である債務者が破産手続を申し立てる場合、原則として株主総会の承認が必要となりますが、緊急の場合には、支配株主の同意を得て申立てを行い、事後的に株主総会の承認を得るという形で進めることも可能です。

##### B. 債務者による義務的申立て

債務者は、経済的・財政的危機に陥り、かつ、裁判上の再生手続の申立要件を充足していない場合は、破産手続の申立てを行わなければならないとされています。

##### C. 債権者による申立て

債権者は、以下のいずれかに該当する場合には、債務者に対する破産手続を申し立てることができます。

- (i) 債務者が、40ヶ月分の法定最低賃金を超える額の執行証書に基づく債務(なお、複数の債権者が共同で申し立てる場合には、当該基準を充足するか判断にあたり債権額を合算することができます。)につき弁済期限までに弁済を行わないとき
- (ii) 債務者が、金銭債務の強制執行に対して所定の期間内に、債務の弁済、供託又は差押えの対象となり得る十分な財産の指定を行わないとき
- (iii) 債務者が、裁判上の再生手続に係る再生計画によらずに、有害又は詐欺的な方法による債務の弁済や支払を遅延させる目的又は債権者を欺く目的による財産の架空取引といった倒産法第94条第3号に定める一定の行為を行ったとき

債権者による破産手続の申立てに対し、債務者が10日以内に反論書を提出した場合、又は、債務者が利息及び弁護士費用等を含む債務全額に相当する金額を供託した場合(但し、上記(i)又は(ii)の理由による申立ての場合に限ります。)には、破産手続の開始を回避することができます。

##### D. 申立ての効果

破産手続の申立て自体には、米国のチャプター7(破産手続)やチャプター11(再生手続)の申立てに認められるような、債権者の訴訟手続や強制執行を停止する効力(オートマティック・ステイ)はありません。もっとも、後述するように、破産手続の開始決定がなされた場合には、自動的に債権者の訴訟手続や強制執行は停止させられます。

#### (2) 破産手続開始決定

##### A. 破産手続開始決定の効力

破産手続開始決定によって、債務者に対するあらゆる訴訟手続及び強制執行(担保権の実行を含みます。)が原則として停止されます。後述する裁判上の再生手続開始決定の場合とは異なり、当該停止効に期間制限はありません。

債務者に対する全ての債権者(申立日に存在するかどうかは問いません。)が、かかる停止効の対象となることとなりますが、債権者に担保として信託譲渡(*alienação/cessão fiduciária*)されている財産については、債権者は当該停止効の影響を受けることなく破産手続外で権利行使ができることとされています。

破産手続開始決定により、弁済期限が未到来の債権も弁済期限が到来しますが、利息相当額についてディスカウントした債権額に調整されます。また、破産手続開始決定がなされた日以降の利息は、担保権が設定されている場合を除き、原則として請求できなくなります。なお、外貨建債権については、破産手続開始決定日の為替レートによってブラジルリアル建ての債権に変更さ

れます。

#### B. 管財人の選任

破産手続開始決定にあたり、破産財団を管理し、破産財団に属する財産の換価処分、債権者への弁済等を実施する管財人が裁判所により選任され、これにより、債務者は、破産手続開始決定日以降、その事業活動に従事する資格及びその財産を処分・管理する権利を失います。

#### C. 相 殺

債権者は、破産手続開始決定後であっても、破産手続開始決定時点までに弁済期限が到来している債権（破産手続開始決定により弁済期限が到来する場合も含まれます。）と、債務者に対して負担する債務との間で相殺を行うことができます。

但し、(i)破産手続開始決定後に債権を取得した場合（合併又は会社分割により承継した場合を除きます。）、(ii)債務者の経済的・財政的危機を認識した後に債権を取得した場合、又は(iii)詐欺若しくは悪意により債権を取得した場合には、債権者は当該債権による相殺を行うことができないと考えられております。

#### D. 双務契約の取扱い

双務契約については、破産手続開始決定により当然終了するわけではなく、当該双務契約の遵守が債務者の債務を減少させるか、債務の増加を防ぐ場合又は債務者の資産を保護するために必要な場合には、管財人は、当該双務契約を履行することを選択することができます（但し、債権者委員会<sup>2</sup>が設置されている場合にはその承認を得る必要があります。）。双務契約の相手方は、管財人が選任されてから90日以内に、管財人に対して当該双務契約を履行するかどうか確認することができ、管財人は、10日以内にこれに対して回答しなければならないものとされており、

その他、破産手続においては、特定の契約類型の取り扱いについての特例が定められており、例えば、賃貸借契約については、賃貸人が破産した場合には賃貸借契約は終了しない一方、賃借人が破産した場合にはその管財人はいつでも賃貸借契約を解除することができるかとされています。

#### E. 無効とされる行為

破産手続が開始された場合、債務者によって行われた以下の行為は、債務者の経済的・財政的困窮について相手方が認識していたか否か、相手方が他の債権者を害する意図があったか否かにかかわらず、無効とされます。

- (i) 法定期間内に行われた弁済期限が到来していない債権の弁済
- (ii) 法定期間内に行われた弁済期限が到来している債権の契約に定められていない方法による弁済
- (iii) 法定期間内に行われた既存債権についての担保権の設定
- (iv) 破産手続開始決定日から遡って2年前の日以降にした無償行為
- (v) 破産手続開始決定日から遡って2年前の日以降にした相続又は遺産の放棄
- (vi) 全ての債権者の明確な同意なく、かつ、債務を弁済するのに十分な資産を残すことなく実施された事業の売却又は譲渡
- (vii) 破産手続開始決定後に実施された物権の設定、所有権譲渡又は不動産に関する登録

なお、上記(i)から(iii)に記載されている「法定期間」は、破産手続の申立日から遡って90日を越えない範囲で、裁判所が定める期間となります。

#### F. 取消可能な行為（否認権）

債権者を害することを意図して行われた行為については、管財人、債権者又は検察庁が、債務者と取引相手方との間で詐欺的通謀があること、当該行為により破産財団が実際に損害を被っていることを立証することにより、取り消すことができます。この取消権の行使は、破産手続開始決定の日から3年以内に行う必要があります。

なお、取引相手方がさらに第三者に対して目的物を売却していた場合であっても、当該第三者（転得者）が買受け当時に債権者

<sup>2</sup> 債権者委員会は、破産手続及び裁判上の再生手続において、債権者集会の決議によって設置される機関で、管財人の行為や手続の法令遵守状況の監督等を行うことをその役割としておりますが、実務上利用されることは多くありません。

を害する債務者の意図を認識していた場合には、当該第三者(転得者)に対して上記の取消権を主張することができます。

### (3) 債権者に対する弁済

各債権の弁済順位を自由に定められる再生手続とは異なり、破産手続においては各債権の弁済の優先順位が明示的に定められており、管財人は、破産財団に属する資産の換価完了後、以下の順位に従って、債権者に対する弁済を行わなければなりません。

- (i) 管財人に対する報酬並びに破産手続開始決定後に提供された労務に係る労働債権及び労災に関する債権
- (ii) 債権者が破産財団のために支出した費用
- (iii) 債務者の財産の換価手続その他破産手続のために支出した費用
- (iv) 破産財団に関する裁判費用
- (v) 破産手続開始決定後の有効な行為に基づき発生した債務及び当該期間に係る税金
- (vi) 破産手続開始決定前に提供された労務に係る労働債権(但し、各債権者あたり、150ヶ月分の法定最低賃金の金額を上限とします。)及び労災に関する債権
- (vii) 担保付債権(但し、担保目的物の価額を上限とします。)
- (viii) 租税債権(但し、租税に関する罰金を除きます。)
- (ix) 特別優先債権
- (x) 一般優先債権
- (xi) 無担保債権(担保付債権のうちの担保目的物の価額を超える部分や労働債権のうちの(vi)に記載の上限額を超える部分を含みます。)
- (xii) 契約上の損害賠償債権並びに刑事法及び行政法違反に基づく罰金(租税に関する罰金を含みます。)
- (xiii) 劣後債権

上記のとおり、労働者が有する労働関連債権が担保付債権に優先することとなり、この点は、日本における破産手続と大きく異なります。そのため、ブラジルの会社の債権者となろうとする者は、当該債権について担保を設定する場合であっても、債務者に未払いの労働関連債権がどの程度あるのかについて留意する必要があります。

なお、破産手続開始決定の日前3ヶ月の期間内に弁済期限が到来した給与債権については、5ヶ月分の法定最低賃金を限度に随時弁済されることとされています。

### (4) 破産手続の終了

#### A. 破産手続の終了

各債権者に対する弁済が完了すると、管財人は、その後30日以内に、破産手続に関する計算書を作成し、裁判所に提出します。

当該計算書は利害関係を有する債権者の閲覧に供され、利害関係債権者は、10日以内に当該計算書に対して異議を述べることができます。当該異議手続終了後に裁判所により計算書が確定されると、管財人は、その後10日以内に、債務者の資産の価値や債権者への弁済状況等を記載した最終報告を裁判所に提出します。当該最終報告の提出された時点で、裁判所は破産手続終了を決定し、これにより破産手続は終了します。

#### B. 残存債務の消滅(免責)

破産法は、破産した債務者が新たな事業を開始することを禁止しておりませんが、債務者の残存債務は、以下のいずれかに該当する場合に限り、債務者の申立てに基づく裁判所の決定により消滅します。

- (i) 債務者の全ての債務が弁済されたとき
- (ii) 債務者の財産が全ての債務を弁済するのに足りない場合において、無担保債権のうち50%を超える金額の弁済がされたとき
- (iii) 破産手続の終了決定がなされた日から5年間(但し、債務者が倒産法に定める犯罪により有罪判決を受けた場合において

は、10 年間)が経過したとき

もっとも、実際には、債務者の全ての債務が弁済されるケースはもちろんのこと、無担保債権者に対する弁済率が 50%を越えるケースもほとんどないため、通常は破産手続の終了決定がなされた日から 5 年間(又は 10 年間)が経過したときに、債務者の残存債務が消滅することになります。

なお、残存債務消滅に係る債務者の申立てがなされた場合、当該申立ては、官報又は一般紙により公告され、債権者は、当該公告の日から 30 日間、かかる債務者の申立てに対して反対を申し立てることができます。

#### 4. 裁判上の再生手続

裁判上の再生手続は、米国のチャプター11 手続を参考にして作られたといわれる法的再建手続です。裁判所により管財人が選任されますが、管財人は通常は監督を行うのみで、従来の経営陣が事業経営を継続します。その意味で、裁判上の再生手続は、米国のチャプター11 や日本の民事再生手続のような DIP 型手続(債務者が財産管理処分権を保持し続ける型の倒産手続)になります。なお、裁判所や管財人などの完全な監督下で行われる手続という点で、後述する裁判外の再生手続と異なります。

##### (1) 申立て

###### A. 申立権者

裁判上の再生手続の申立権者は債務者企業で、破産手続とは異なり、債権者による申立ては認められておりません。なお、破産手続と同様に、株式会社(*Sociedade Anônima*)である債務者が裁判上の再生手続を申し立てる場合、株主総会の承認が必要となりますが、緊急の場合には、支配株主の同意を得て申立てを行い、事後的に株主総会の承認を得るという形で進めることも可能です。

###### B. 申立要件

債務者が申立てを行うためには、以下の要件を全て充足することが必要です(倒産法第 48 条)。

- (i) 債務者が、2 年を超えて事業を継続していること
- (ii) 債務者が、現に破産していないこと、過去に破産したことがある場合には、裁判所の決定により、残存債務の消滅が宣言されていること
- (iii) 債務者が、過去 5 年以内に、再生計画の認可を得ていないこと
- (iv) 債務者又はその役員若しくは支配株主が、倒産法に定めるいずれの犯罪においても有罪判決を受けていないこと

###### C. 申立ての効果

再生手続の申立て自体には、破産手続の申立てと同様に、米国のチャプター11 のような債権者の訴訟手続や強制執行を停止する効力(オートマチック・ステイ)はありません。

##### (2) 再生手続開始決定

申立てが適切になされた場合には、裁判所は、裁判上の再生手続の開始を決定します。申立てから裁判所による決定までは、通常 1 週間程度かかります。

なお、再生手続開始決定がなされた場合、債務者は、債権者集会の承認がない限り、再生手続を撤回することはできません。

###### A. 再生手続開始決定の効力

再生手続開始決定がなされると、当該決定日から 180 日間は、債務者に対するあらゆる訴訟手続及び強制執行(担保権の実行を含みます。)が原則として禁止されます。

もっとも、再生手続の対象とならない債権(再生計画による権利変更の対象とはならない債権)は、当該停止効の対象にもなりません。再生手続の対象とならない債権としては、例えば(i)再生手続の申立て後の原因に基づき発生した債権や(ii)租税債権(国税

法等に基づく分割払いプログラムの対象となったものを除きます。)が挙げられます。また、破産手続と同様に、債権者に信託譲渡(*alienação/cessão fiduciária*)されている財産については、債権者は当該停止効の影響を受けることなく再生手続外で権利行使ができるとされています。

なお、破産手続開始決定と異なり、再生手続開始決定には、弁済期限の到来していない債権について弁済期限を到来させる効力は認められていません。

#### B. 管財人の選任

再生手続開始決定に伴い、裁判所により管財人が選任されますが、上述のとおり、裁判上の再生手続における管財人は、原則として、債務者の事業の運営・管理は行わず、あくまで債務者の活動の監督をするにとどまり、いわば日本の民事再生手続における監督委員のような立場に立つものです。したがって、再生手続期間中は、基本的には、債務者が、裁判所、管財人及び(設置された場合には)債権者委員会の監督の下で、引き続きその事業の経営を行うこととなります。

#### C. 相 殺

裁判上の再生手続においては、破産手続と異なり相殺権を認める規定がありません。そのため債権者が相殺を行うことができるかどうかについては争いがあり、判例においても相殺を認めるものと否定するものの双方が混在し、決着がついていません。

#### D. 双務契約の取扱い

裁判上の再生手続においては、破産手続の場合と異なり、管財人や債務者に未履行の双務契約を解除するか継続するか選択する権利は与えられていません。したがって、未履行の双務契約が解除されるか否かにつきましては、債務者から行う解除にせよ、相手方から行う解除にせよ、契約の規律に従うこととなります。但し、契約上は相手方に解除権が認められる場合であっても、申立て後に債務者に債務不履行がない場合に解除権の行使が権利濫用であった判例や、再生に不可欠な契約について契約の維持を裁判所が命じた例もある点には留意が必要です。

#### E. 無効な行為・取消可能な行為(否認権)

裁判上の再生手続においては、破産手続と異なり、申立て前に債務者が行った債権者を害しうる行為について無効とする定めや、利害関係人により取消しできるとする定めはありません。この点においては、破産手続と比較して、債権者の保護が十分ではないといえます。

### (3) 再生計画

#### A. 再生計画の提出

債務者は、再生手続開始決定が公表された日から 60 日以内に、再生計画(*Plano de Recuperação*)を裁判所に提出しなければなりません。

#### B. 再生計画の内容

再生計画には、(i)再生の手段の詳細、(ii)経済的な再生可能性、(iii)債務者の全ての資産及びその評価額についての専門家による報告等が記載されます。(i)再生の手段として記載される事項としては、例えば以下のようなものが挙げられます(倒産法第 50 条)。

- (i) 弁済期限が到来した債権についてのリスケジュール
- (ii) 債務者の会社分割、合併、組織変更、完全子会社の設立、株式又は持分の譲渡
- (iii) 債務者の支配権の移転
- (iv) 債務者の経営陣の変更
- (v) 増資
- (vi) 一部資産の譲渡

なお、再生の手段として、担保目的物を売却するためにその担保を解除又は変更しようとする場合には、当該担保に係る担保

権者の明示的な同意を別途取得する必要があります。

#### C. 再生計画に定める債権者への弁済方法

裁判上の再生手続においては、破産手続と異なり、各債権の弁済に関する優先順位の定めがありません。そのため、各クラスの債権者に対する弁済方法は、再生計画において、債権の優先性や債権額と関係なく、柔軟に定めることができます。但し、特定のクラスの債権者を不利に扱う結果、再生計画について当該クラスの債権者の承認を得ることができず、また、後述するクラムダウンの要件も充足できないこととなれば、結局再生計画は認可されないことになります。したがって、債務者としては、再生計画の認可の見通しを踏まえて、各クラスの債権者への弁済方法を策定することになります。

また、一定の債権については再生計画において定める弁済方法について政策的に制限が設けられています。すなわち、再生手続開始の申立日までに弁済期限が到来した労働債権及び労災に関する債権については、1年を超える弁済期限を設定することができないとされていますし、再生手続開始の申立日前3ヶ月の期間内に弁済期限が到来した給与債権（但し、各債権者あたり、法定最低賃金の5ヶ月分に相当する金額を上限とします。）については、30日間を超える弁済期限を設定することができないとされています。

#### (4) 債権者集会における再生計画の承認

##### A. 承認要件

再生計画に反対する債権者がいる場合には、債権者集会を開催し、再生計画の承認を得る必要があります。

債権者集会においては、債権者は、以下の4つのクラスに分類されますが、再生計画の承認には原則として全てのクラスにおける承認が必要となります。

- (i) 労働債権及び労災に関する債権の債権者
- (ii) 担保付債権の債権者(担保目的物の価額に相当する額を限度とします。)
- (iii) 非担保債権、特別優先権付債権、一般優先権付債権、又は劣後債権の債権者
- (iv) 法令で定める零細・小企業に分類される債権者

債権者集会における承認要件はクラスによって異なり、(i)及び(iv)のクラスについては出席債権者の過半数の賛成が必要となるのに対して(頭数ベースのみ)、(ii)及び(iii)のクラスについては、出席債権者の過半数の賛成に加えて、出席債権者が保有する債権の総額の半分を超える債権を保有する債権者の賛成が必要とされています(頭数ベース+債権額ベースの双方を要します。)

当該再生計画により債権額や弁済条件の変更を受けない債権者は、再生計画を承認する債権者集会において議決権を有しません。また、債務者の支配会社、被支配会社、債務者の10%超の株式を保有する株主、債務者に10%超の株式を保有される会社等の債務者の関係者・関連会社も、債権者集会において議決権を有しません。

なお、外貨建債権は、集会の前日における為替レートによりブラジルリアルに変換された金額をベースに議決権が計算されます。

##### B. 再生計画の変更

債権者集会においては、債務者が明確に同意しており、かつ、当該変更内容が欠席債権者のみの権利を不利に変更するものでない場合には、再生計画の内容の変更を行うことができます。

#### (5) 裁判所による再生計画の認可

再生計画に反対する債権者がいない場合又は再生計画が債権者集会において全てのクラスにおいて承認された場合には、裁判所は、当該再生計画を認可します。

これに対して、債権者集会においていずれかのクラスにおいて再生計画が否決された場合、裁判所は、原則として破産手続開始の決定を行います。もっとも、全てのクラスにおいて承認が得られない場合であっても、以下の全ての要件を充たす場合には、裁判所は当該再生計画を認可することができることとされています(クラムダウン)。

- (i) クラスを問わず全ての出席債権者の債権額の半分を超える額の債権を保有する債権者が当該再生計画に賛成しているこ

と

- (ii) 少なくとも2つのクラス(クラスが2つしかない場合は1つのクラス)において当該再生計画が承認されていること
- (iii) 当該再生計画を否決したクラスにおいても、出席債権者の3分の1を超える債権者(上記(4)A.(i)及び(iv)のクラスについては頭数のみ、上記(4)A.(ii)及び(iii)のクラスにおいては頭数及び債権額の双方)が再生計画に賛成していること
- (iv) 当該再生計画に、否決したクラスに属する債権者の間で異なる扱いが含まれていないこと

裁判所の認可によって、債務者及び全ての債権者は、再生計画に拘束され、再生計画に従い権利の変更が行われます。

#### (6) 裁判上の再生手続の終了

##### A. 再生手続の終了

再生計画が認可された日から2年以内に弁済期限が到来する全ての債権の弁済が完了するまで、債務者は、裁判上の再生手続に服します。その間、債務者は、再生計画の実施の進捗状況について管財人及び裁判所の監督に服します。

また、かかる債権の弁済が全て完了したとき、裁判所は、裁判上の再生手続の終了を決定します。

なお、再生計画が認可された日から2年間経過した日以降は、再生計画に定める義務の違反があった場合、債権者は個別の執行を求めることができ、また、その時点で破産申立ての要件を満たす場合には、破産を申立てることができるようになります。

##### B. 破産手続への移行

再生計画の認可後、裁判上の再生手続が終了するまでに、債務者において再生計画に定める義務の違反があった場合、裁判所は、管財人の申出に基づき破産手続への移行を決定します。その他、以下に定める場合、裁判所は、破産手続への移行を決定します。

- (i) 債権者集会において、出席債権者の債権額の半分以上を超える額の債権を保有する債権者が破産手続への移行について賛成したとき
- (ii) 債務者が、再生手続開始決定が公表された日から60日以内に、再生計画を裁判所に提出できなかったとき
- (iii) 再生計画が債権者集会で否決されたとき

なお、破産手続に移行した場合であっても、再生手続中になされた、経営者の行為、債務の負担、担保の設定、権利譲渡は、倒産法に従ったものである限り、有効であるとみなされます。

## 5. 裁判外の再生手続

ブラジル倒産法における裁判外の再生手続は、裁判上の再生手続とは異なり、債務者が、裁判所に対する申立て前に、特定のグループに属する債権者(主要債権者)との間で再生計画について事前に交渉を行い、合意が成立した後に裁判所に対して再生計画の認証を申し立てる手続であり、英国、シンガポールなどの英国法系の制度を採用する国におけるスキーム・オブ・アレンジメントに類似する手続といえます。機能としては日本や米国におけるプレパッケージ型/プレアレンジ型の倒産手続申立てに類似しており、事後的に再生計画について債権者の合意を得られないという不確実性を排除し、再生手続を効率的かつ迅速に進めることを目的とするものです。

なお、裁判外の再生手続に関しては、特に管財人等の選任は行われず、裁判外の再生手続の実施期間中も、債務者自身が引き続きその事業の経営を行うことになります。

#### (1) 再生計画についての事前交渉

##### A. 再生計画の対象債権

裁判外の再生手続は、債務者が特定の債権者との間で再生計画を提案・交渉することにより開始します。但し、裁判外の再生手続の対象となる債権には制限があり、例えば租税債権や労働債権及び労災に関する債権については裁判外の再生手続の対象にはできません。

なお、労働債権及び労災に関する債権については、裁判上の再生手続の対象にはなりませんが、裁判外の再生手続の対象には



できないとされています。

#### B. 再生計画に定める債権の弁済方法

裁判外の再生手続においては、裁判上の再生手続と同様に、破産手続のような各債権者の弁済に関する優先順位の定めがないため、再生計画においては、柔軟に再生計画の対象とする各債権の弁済方法を定めることができます。

もっとも、特定の債権についての期限前弁済の定めや手続の対象とならない債権者に不利益を生ずる定めは規定することができないとされています。

なお、裁判上の再生手続と同様に、再生計画において、担保目的物を売却するために、その担保を解除又は変更しようとする場合には、当該担保に係る担保権者の明示的な同意を別途取得する必要があります。

#### (2) 再生計画の認証の申立て

債務者は、特定のグループの債権者(主要債権者)と合意ができた場合、裁判所に対して、当該再生計画の認証を求めることができます。但し、(i)裁判上の再生手続開始の申立てがなされている場合又は(ii)過去 2 年以内に裁判上の再生手続の実施や他の裁判外の再生手続についての認証があった場合には、債務者は、当該認証の申立てを行うことができないこととされております。

なお、再生計画の認証の申立て自体には、破産手続開始決定に係る停止効(上記 3.(2)A.ご参照)のような効力はありません。但し、再生計画に停止効と同様の効力を有する規定を設けることにより、再生計画に拘束される債権者に対して停止効と同様の効力を生じさせることが可能です。

#### A. 再生計画に拘束される債権者

裁判外の再生手続に係る再生計画は、以下に定める債権を有するグループ又は同じ性質及び類似の支払条件に服する債権者のグループの一つ又は複数を対象とすることができます。

- (i) 担保付債権
- (ii) 特別優先債権
- (iii) 一般優先債権
- (iv) 無担保債権
- (iv) 劣後債権

再生計画の対象となる全てのグループについて、各グループに属する債権者の債権額の 5 分の 3 を超える額の債権を保有する債権者の合意が得られている場合には、裁判所の認証により、当該認証に係る申立ての日までに存在する対象グループの全ての債権者(再生計画に反対している債権者を含みます。また、支払期限が到来していない債権を有する債権者も含みます。)が、再生計画に拘束されることとなります。

他方、特定のグループについて、そのグループに属する債権者の債権額の 5 分の 3 を超える額の債権を保有する債権者の合意を得られていない場合には、当該グループに属する債権者のうち当該認証により再生計画に拘束されるのは、実際に再生計画に合意した債権者のみとなります。

再生計画の対象となる債権者のグループの範囲については柔軟に定めることが許されており、実務的には、当該 5 分の 3 超要件を充たすためにグループの範囲を調整することも行われております。

#### B. 再生計画の認証の効力

裁判所によって再生計画の認証がなされると、当該再生計画に拘束される債権者については、再生計画に従った権利変更が行われることとなります。

(3) 裁判外の再生手続の終了

認証された再生計画が完全に履行されたときに、裁判外の再生手続は終了します。債務者が認証された再生計画を遵守しない場合、要件を充足するときは、債権者は破産を申し立てることができます。

以上



ごとう やすき  
後藤 泰樹

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y2.goto@jurists.co.jp](mailto:y2.goto@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。2011 年ニューヨーク州弁護士登録。様々な規模・業種の事業再生案件に、債務者側代理人、国内外の債権者代理人、スポンサー代理人として多数関与。中南米を含む海外における日本企業の撤退案件、国際倒産案件、国内・クロスボーダーのファイナンス案件にも豊富な経験を有する。



こかじ じゅんや  
古梶 順也

西村あさひ法律事務所 弁護士

[j.kokaji@jurists.co.jp](mailto:j.kokaji@jurists.co.jp)

西村あさひ法律事務所アソシエイト弁護士。2008 年弁護士登録。2014-2015 年伊藤忠商事株式会社出向。2016 年より Mattos Filho 法律事務所(サンパウロ)に出向し、国内外の M&A、一般企業法務のほか、ブラジルおよびアルゼンチンを中心とした中南米諸国の法務案件に取り組む。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。